

令和2年4月1日 坂本支所関係人事異動

【転入者】

氏名	転入先	旧所属
久木田 昌一	地域振興課長	鏡支所地域振興課長
馬場 恒朝	地域振興課市民サービス係長	地域振興課
鉄田 正二	地域振興課市民サービス係	市民税課
村上 りゆう子	地域振興課市民サービス係	鏡支所地域振興課
早野 公敏	地域振興課総務振興係	水道局
宮岡 信治	健康福祉地域事務所長	東陽健康福祉地域事務所長
山田 弘子	健康福祉地域事務所	鏡健康福祉地域事務所
米村 裕次	農林水産地域事務所長	千丁農林水産地域事務所長
堀口 博之	建設地域事務所長	農地整備課農地整備係長
藤元 一葉	建設地域事務所	土木課
山下 千晴	八竜小学校	坂本中学校

【転出者】

氏名	転出先	旧所属
西田 修一	鏡支所市民環境課長	地域振興課長
本村 隆一	納税課	地域振興課総務振興係
久木田千春	契約検査課	地域振興課総務振興係
溝俣 恵	東陽健康福祉地域事務所長	地域振興課市民サービス係長
岡村 真由美	市民活動政策課	地域振興課市民サービス係
草原 清一	鏡支所地域振興課総務振興係長	坂本健康福祉地域事務所長
山本 京子	退職	坂本健康福祉地域事務所
鬼塚 浩治	千丁農林水産地域事務所長	坂本農林水産地域事務所長
宮本 竜浩	水道局	坂本建設地域事務所長
皆吉 淳也	土木課	坂本建設地域事務所

【再任用】

氏名	所属	旧所属
井上 早児	地域振興課総務振興係	八代広域行政事務組合危機管理監兼警防課長
小林 豊美	坂本中学校	文政小学校

★★★市税等の納期について★★★

6月1日(月)納期限のものは

- 国民健康保険税 2期
- 介護保険料 2期
- 軽自動車税
- 簡易水道使用料 5月分(4月使用分)です。

市税等の納付には、便利で確実な口座振替をおすすめします。

※納付にお困りの場合は、お早めにご相談ください。

※納期限が土曜日、日曜日にあたる場合は、次の月曜日になります。

今回の新型コロナウイルス感染症による地域経済の影響に配慮し、令和2年度の固定資産税について、納期限を延長いたします。

《問い合わせ》地域振興課 市民サービス係 ☎45-2212

～行政相談中止のお知らせ～

4月号(No.176)でお知らせしておりました、5月19日(火)開設予定の、行政相談については、新型コロナウイルス感染防止のため、中止いたします。6月以降の開設については、開催が決まりましたら、お知らせいたします。

ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

《問い合わせ》地域振興課 市民サービス係 ☎45-2212

令和2年度坂本町市政協力員校区会総会開催

4月17日(金)、新型コロナウイルス感染防止の対策を講じて、坂本支所会議室において、坂本町市政協力員校区会総会が開催されました。

坂本町市政協力員校区会は、市政協力員相互の連絡・調整等を行い、業務遂行のための資質向上を目的に活動されています。

市政協力員の皆さんには、地区住民と行政をつなぐパイプ役として大事な役割を担っていただきます。

なお、各地区の市政協力員の氏名については、4月号(No.176)でお知らせしています。

◎校区会役員を紹介します

会長	藤本地域代表(坂本藤本第3地区)	平野 和臣
副会長	深水地域代表(坂本深水第1地区)	山口 龍秋
理事	西部地域代表(坂本西部第2地区)	今村 豊治
理事	鮎俣地域代表(坂本鮎俣第2地区)	中田 博美
書記	中津道地域代表(坂本中津道第1地区)	蓑田 康晴
会計	百済来地域代表(坂本百済来第1地区)	水本 正一
監事	中谷地域代表(坂本中谷第4地区)	馬淵 文夫
監事	田上地域代表(坂本田上第3地区)	大浪 和久

地域振興・地域づくり活動助成事業募集について

支所管内の、地域づくり活動の充実並びに住民自治及び防災意欲の向上に向けた活動を行う団体が、対象となる事業を行う場合に助成金を交付します。

★ 募集期限：5月29日(金)

★ 助成金額：50万円を上限とする必要額 ※助成総額 50万円

※ 複数の団体から応募があった場合は、審査のうえ助成団体を決定します。

詳細な要領や、提出様式等については、坂本支所地域振興課までお気軽にお問い合わせください。

《問い合わせ》

地域振興課 総務振興係 ☎45-2211

戦没者等のご遺族の皆さまへ

戦没者等の遺族に対する「特別弔慰金」申請のご案内(第十一回特別弔慰金)

◎支給対象者

令和2年4月1日(基準日)において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける方(戦没者等の妻や父母等)がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人に支給します。

戦没者等の死亡当時のご遺族で

1. 令和2年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
2. 戦没者等の子
3. 戦没者等の ①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹
※戦没者等の死亡当時、生計関係を有している等の要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。
4. 上記1から3以外の戦没者等の三親等内の親族(甥、姪等)
※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。

◎支給内容

額面25万円、5年償還の記名国債

◎請求期間

令和2年4月1日から令和5年3月31日

(請求期間を過ぎると請求できなくなりますので、ご注意ください。)

詳しくは、下記までお問合せください。

《問い合わせ》 健康福祉政策課(臨時窓口) ☎32-3662

坂本健康福祉地域事務所 ☎45-2213

